

# 令和 3 年度 事業計画

## 議案第13号

# 令和3年度事業計画

## ～司法書士の使命を自覚する～

### 【はじめに】

昨年8月、改正司法書士法が施行され、登記、供託および訴訟等に関する法律事務の専門家として、国民の権利擁護と公正な社会の実現を図ることが司法書士の使命として法律に明記された。この改正の背景には、登記や裁判書類作成関係業務を担い、成年後見その他財産管理業務に積極的に取り組み、簡裁訴訟代理等関係業務を通じて社会的な課題の解決に尽力してきた司法書士の永年の活動がある。

当会においても、多重債務問題や空き家所有者不明土地問題等の課題解決、専門的知見を活かしたADR手続きや法教育事業、相談事業等の公益的活動を通じて社会の要請に応えるべく事業を行ってきた。

なかでも、当会が積極的に取り組んできた相続に関する事業は、社会全体の喫緊の課題である。法務省の法制審議会民法・不動産登記部会から、一定期間内に相続登記の申請を義務付ける仕組み等が提案され、これを受けて国会に法律案が提出された。同法律案の成立後、2年を目途に施行される予定である。この動きを注視しながら、社会の要請に応えていく必要がある。

さらに、昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、当会事業の執行のみならず、会員の執務における環境は今後さらに変化していくものと考えられ、迅速な対応が求められる。

そこで、当会としては、司法書士の使命を自覚し、これまで取り組んできた事業をさらに強化するとともに、新たな環境に対応することで事業を充実させるために、組織体制の改革を行っていく。

以上を踏まえ、次の2つの重要テーマを中心にした事業計画を掲げる。

### 【重要テーマ】

## 司法書士をとりまく新たな環境への対応

司法書士は、上述した新たな環境における相続および不動産登記業務への対応が求められている。そこで、日司連が全国的に展開する予定の「相続登記相談センター」事業を当会総合相談センター事業として実施し、また、ウェブ相談システムの構築についても日司連と連携しながら検討を始め相談体制を充実させる。

また、急速に進むデジタル社会における不動産・商業法人登記および裁判業務などのあり方については、総合研究所での研究を行い、研究結果の発表や研修会の開催により新たな環境に対応する執務能力の向上、倫理の徹底を図る。

さらに、令和4年には、司法書士制度150周年を迎えることから、これを契機として、司法書士業務をさらに広く知っていただくための企画事業（シンポジウム、セミナー等）および様々なツールを活用した広報活動を展開するための新たな特別対策事業の準備を始める。

## 【重要テーマ】

### 組織改革

当会は、昨年度の事業計画において「組織体制の改善」を重要テーマに掲げ、県・支部の組織体制の検証を進めてきた。

今年度は、上述した新たな環境において事業を実施するため、これまでの組織体制を見直し、県・支部が一体となった事業執行ができるような組織改革を行う。

具体的には、県・支部の各事業部のあり方および各事業の横断的連携のための改善策の協議を進め、事業の活性化と負担軽減、多様な人材の育成を図り、あわせて組織を支えるための事務局体制のあり方の検討にも着手する。

## 総務部

### 【総務全般】

#### 1 苦情・綱紀関係について

昨年度と同様、以下の方策を実施することにより、苦情・綱紀案件の減少に努める。

- (1) 対内用ホームページに苦情事例を随時掲載する。
- (2) 研修部の協力を得て、倫理研修を充実させる。
- (3) 研修単位未達成の会員へ指導を行う。
- (4) 新入会員へ倫理研修を実施する。
- (5) 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の利用方法を周知徹底する。
- (6) 会則第102条に基づき会員に対する指導および調査を徹底する。

#### 2 業務広告調査等

会員の業務広告の適正化のための調査および検討を行う。

### 【綱紀調査委員会】

当委員会は、会員の綱紀保持に関して次の各号に掲げる職務を行う。

- 1 会長から付託を受けた事項の調査
- 2 会長に対する建議
- 3 委員会の職務に関連する制度、規則、先例等の情報の収集および研究
- 4 会則第49条第4項の規定に基づく意見の申述

### 【会館維持管理委員会】

昨年度検討した防犯対応、避難設備の点検および避難訓練を引き続き検討する。また、株式会社鴻池組の協力を得ながら、自主点検の具体化を検討する。

### 【非司法書士問題対策委員会】

非司法書士問題対策委員会は、司法書士でない者（以下、「非司法書士」という。）による司法書士法違反行為を防止し、もって市民の権利擁護を図ることを目的とする。

登記申請手続きについては、本人申請の形式を装った非司法書士による登記申請が多く行われている。これは我々の経営基盤を揺るがし、司法書士の存在意義をも問われる大きな問題である。放置していれば司法書士の職域が侵食されてしまう。

今年度も職務分掌に則り、非司法書士の実態の調査および情報の収集、告発の提言、違反行為防止対策についての提言を中心に行っていくと同時に、隣接専門職間における業際問題についても配慮しながら、次のような方針で事業を行う。

#### 1 法務局による非司調査への協力に関する提言

法務局主催の非司調査について、携わった会員のアンケートを基に調査方法を検証し提言する。また、非司調査結果による法務局の対応について協議する。

#### 2 非司啓発ポスターの作成および掲示

福岡法務局の後援を受けた標記ポスターについて、県内の官公庁や公共施設等への掲示依頼を検討する。

#### 3 非司行為への対応

- (1) 非司行為が疑われるホームページを調査し、照会文書を発送する。
- (2) 市民や会員からの情報提供による非司行為に対し、照会文書を発送する。
- (3) 調査や情報提供に基づいて司法書士法違反と疑われる行為があれば、警告や告発の提言等を行う。

#### 4 業際問題に関する研修の開催

隣接専門職との各専門職の職域・職務権限についても、理解を深めていく。

##### 所管委員会

【注意勧告小理事会】

【懲戒意見検討小理事会】

【選挙管理委員会】

【事故処理委員会】

【紛議調停委員会】

【登録調査委員会】

【苦情処理委員会】

## 経理部

当部会は、日々の予算を執行し、各月決算および期末決算ならびに予算編成等の業務を行う。

- 1 令和3年度の一般会計および特別会計の予算を執行する。
- 2 令和3年度の一般会計および特別会計の決算書類作成を行う。
- 3 令和4年度の一般会計および特別会計の予算案作成を行う。
- 4 経理部業務の改善
  - (1) 県・支部の予算編成の協議に基づき、県会予算と支部予算の均衡を図り、公益法人としての適正な予算編成を行う。
  - (2) 適正かつ効率的な経理処理に関する検討を行い、さらなる改善を図り、県・支部での統一的な事務処理体制の構築を推し進める。
  - (3) 当会の収入および支出に関して、専門家の助言を受け検討を行う。
  - (4) 一般会計および特別会計制度の見直しに着手する。

所管委員会

【会費減免等審査委員会】

## 企画部

### 1 業務推進

関係部署と連携して相続登記未了問題を解決するため、相続登記相談センター設置のための企画および法定相続情報証明制度の利活用など相続登記促進のための事業を企画・立案する。また、相続・遺言教室の運営管理を行う。さらに、会員の業務を支援する講座を開催する。

### 2 会務のあり方の検討

今年度も、委員会のあり方やウェブ会議システムを利用した会務の効率化など、会員が様々な会務にスムーズに携われる環境を作るための分析・検討を行う。

### 3 中小企業の支援

中小企業に関する法律知識に精通した専門家であることをPRし、司法書士による企業法務を広める。具体的には、関係各所・隣接士業との連携を深めるためのセミナーへの講師派遣および養成などを通じて中小企業を支援する事業を行う。

### 4 災害への対策

地方自治体との連携など災害発生に備えた事業を企画・立案していく。

### 5 その他

社会情勢の変化に伴い、当会にて対応を迫られる事業につき、都度企画・立案していく。

## 【法教育・市民法律講座推進委員会】

### 1 活動目的

当委員会は、当会および支部による法教育・市民法律講座等（以下、「法律講座等」という。）の開催の円滑化・効率化を図り、もって、効果的な制度広報と法教育の推進に取り組むことを目的として、以下の事業を行う。

### 2 具体的活動

#### (1) 新規開催先および開催方法（オンライン等）の検討

県・支部で開催実績の少ない学校等で法律講座等を開催するため、新規開催先および開催方法（オンライン等）の検討を行う。

#### (2) 学会・他団体シンポジウム等への参加

他団体が主催するイベントへ委員を派遣し、情報の収集や意見交換を行う。

#### (3) 法律講座等の内容の分析

新学習指導要領に沿った法律講座等を開催できるように、引き続き検討を行う。

#### (4) 支部事業のサポート

支部からの要請に応じて講師の派遣を行い、また、成年年齢引下げに関する法改正の情報を支部と共有することで、支部事業の推進をサポートする。

(5) 法教育イベントの開催

成年年齢引下げに関する法改正施行後の新成人の消費者被害等を防止すべく、改正法の内容を周知するイベントを開催する。

【裁判業務推進委員会】

1 具体的活動

(1) 会員の業務推進

会員の裁判業務推進を図るために、一般民事事件（代理業務、裁判書類作成業務）、家事事件に関する研究、事例検討会や研修会の企画・運営を行う。

また、社会情勢に応じて、賃貸トラブルや多重債務等の相談会の企画・運営を行う。

(2) 裁判所との連絡・交渉

適宜、簡易裁判所、地方裁判所および家庭裁判所と協議を行い、必要に応じ裁判所の運用変更等について会員に情報提供を行う。また、民事裁判IT化に関する情報収集・各研修講師依頼等の窓口を担う。

(3) 少額事件報酬補助制度・裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の実施

少額事件報酬補助制度および裁判書類作成業務に関する出張相談料助成の利用促進を図ることにより、法的支援が必要な市民の救済に繋げる。

(4) 民事法律扶助事業の推進

会員ならびに契約司法書士への情報提供および法律扶助の利用拡大の方策を検討する。

(5) 九州地方整備局からの交通事故処理依頼への対応

九州地方整備局との間で締結した「交通事故等に基づく紛争解決業務に関する協定」に基づく交通事故処理依頼に対応する。

(6) 関連団体とのネットワーク構築

関連団体（消費生活関連）との連携により、裁判業務推進のための情報収集、ネットワーク構築に努める。

【空家等対策委員会】

1 具体的活動

(1) 相談体制の構築・強化

常設の空き家相談窓口について、各市町村担当者へ再度周知を図るとともに、市民からの相談に対しては、各地域の空家等相談員名簿登載者が直接対応できるよう、連絡体制を構築する。

(2) 行政機関、他団体との連携強化

各市町村が組成する空き家特措法に基づく協議会の設置に際して会員の推薦や、県建築住宅センターからの相談員派遣要請に対して会員の派遣を迅速に行うなど、行政等との連携をより強固なものとする。

特に、昨年度から運用を開始した福岡県空き家活用サポートセンター『イエカツ』については、市民からの相談対応の他、サポートセンター相談員からの質問対応等も



求められており、昨年度以上に行政との連携対応を図る。

財産管理制度については、福岡県との協定に基づく実績ができてきていることから、福岡県と連携し各市町村へ制度周知の広報を実施する。

### (3) 会員向け研修会の実施

例年、空家等相談員名簿の登載・更新要件となる会員向け研修を開催しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により集合型研修を実施することが難しい場合は、研修講義を録画したものを KenTube で受講いただくことも検討する。

相続財産・不在者財産管理人候補者名簿についても、例年、名簿の登載・更新要件となる会員向け研修を開催しているところではあるが、空き家研修と同様、研修形態については検討する。

### (4) 広報・制度周知

福岡県との間で締結している財産管理制度に関する協定のさらなる利用促進となるよう、相続財産・不在者財産管理制度について、県下市町村への制度広報を日司連が作成したリーフレットを活用して行う。

### (5) 電話相談事業のアウトソーシング

現在、委員会内で輪番制となっている、市民や市町村担当者からの電話相談について、今後、空家等相談員名簿登載者が対応する体制を整える。

昨年度は、北九州地区からの相談対応を、北九州支部へ移管することができた。これに倣って、県会担当部門および各支部との協議のもと可能な範囲にて他の地区における相談についても他の組織へ移管できないか検討する。

## 【特別事業対策部】

### 1 活動目的

新規事業の立ち上げ、緊急対応、組織を横断して検討すべき事項に対応するために設置している。業務推進、倫理、組織の見直し等、当対策部で検討すべき事項の対応にあたり、必要に応じて、関係部会・委員会への検討依頼や新たな対策室の立ち上げを行う。

### 2 具体的活動

#### (1) 成年後見制度利用促進対策室

##### ア 活動目的

成年後見制度利用促進基本計画に基づき、法律関係者団体に求められる役割を遂行すべく、弁護士会、社会福祉士会、家庭裁判所等と連携を図りながら各市町村との関係を構築し支援を行う。

また、その過程で成年後見制度全体の制度発展のため各種提言を行っていく。

##### イ 具体的活動

#### ① 各自治体への委員等の派遣

今年度は、成年後見制度利用促進基本計画で定められた5か年計画の最終年にあたるため、今後福岡県下全域の自治体において中核機関設置に向けた動きが活発化することが予想される。各市町村から中核機関設置に向けた審議会等への参加が要請されるものと考えられるため、当該要請があった場合には当対策室に

において委員またはオブザーバーとして派遣する会員を決定し、対応を図りたい。

また、中核機関設置済みの自治体からは、中核機関内の協議会等委員の派遣、相談員の派遣、後見等開始申立書の作成支援、成年後見人等の受任者調整会議委員の派遣、当該会議に基づく成年後見人受任者の推薦依頼等の各種要請が行われると想定されるため、L S福岡と連携し、適切な人員を派遣すべくこれに対応したい。

## ② 会員に対する研修会等の実施

①のとおり中核機関設置に向けた動きが活発化した場合、当対策室のみで対応することは不可能であり、高齢者・障がい者権利擁護委員会や窓口委員等との連携が必要である。

具体的には、地域に根差した活動をしている窓口委員や会員と情報を共有し、当会が組織として対応するために窓口委員や会員からの情報の集約を図る必要がある。また、中核機関設置に向けた審議会等の参加を各市町村から要請された場合には、窓口委員や会員を派遣する必要がある。

そこで、これらに対応すべく、窓口委員をはじめとする会員に周知し、協力要請を行うため、高齢者・障がい者権利擁護委員会やL S福岡とも連携し会員向け研修会等を実施する。

また、①の中核機関設置済みの自治体については、各種要請に対応するためのガイダンスを行い、当該要請に協力できる会員の増員を図る。

## ③ 高齢者・障がい者に対する権利擁護体制構築の検討

上記のとおり、今後の成年後見制度利用促進基本計画に基づく各自治体の動向に対応するためには、高齢者・障がい者権利擁護委員会との連携が不可欠である。

また、各自治体より成年後見制度利用促進基本計画とも関連する市民後見人推進検討会等の委員の派遣要請が増加していくことも予想されるため、高齢者・障がい者権利擁護委員会とも連携し委員の選定を行う必要がある。

そこで、高齢者・障がい者権利擁護委員会とは、当会が今後高齢者・障がい者の権利擁護のための対応を組織としてどのように図っていくかを検討すべく共同での会議体を設ける。

## (2) 組織改革対策室

### ア 活動目的

当会の置かれた状況を検証するとともに、今後の司法書士制度を取り巻く状況の変化に対応できるよう、将来に向けて総合相談センター事業を含めた県・支部のあり方など組織改革のための検討を横断的に行う。

### イ 具体的活動

#### ① 県・支部における課題についての改革策の検討

県・支部の各事業部のあり方および各事業部の横断的連携など、県・支部における課題についての改善策を検討する。

#### ② 支部等との意見交換の実施

県・支部における改善策について、支部役員などとの意見交換を実施する。

## 広報部

昨年度に引き続き、事業計画で定めた重要テーマに則って司法書士制度および当会が行う相談事業等の広報を行う。とりわけ8月、2月に開催する相続、遺言に関する相談月間に力点を置いて広報活動を行うことにより、「司法書士総合相談センター」の認知度の向上に努め、電話相談、司法書士紹介の件数の増加に繋がるように広報活動を行う。また、県・支部のより効率的な連携についても引き続き検討を行い、県・支部一体でより効率的な広報活動を実施するように努める。

### 1 リーフレット・チラシなどの制作およびその配布

司法書士制度、総合相談センター、各種相談会、イベントの広報ツールとして、リーフレット、チラシ等を制作し、多くの市民の手に届くように工夫し、効率よく配布する。

### 2 テレビCM等の有料広告

ここ数年、継続して行ってきたテレビCMについては、一旦休止のうえ、年齢や性別、居住地、対象者の興味等、細かな条件設定が可能であり、かつテレビCMより安価な費用で実施可能なウェブ広告を実施する。そのうえで、これまで主な広報手段として利用してきたテレビCMや新聞広告等との効果の比較・検証を行う。

### 3 対外用ホームページ等

近時、市民の主要な情報収集手段として定着しているスマートフォンでも見やすくするために対外用ホームページの改修作業を行う。また、市民のアクセスのしやすさや、使いやすさ、分かりやすさを追求するとともに、フェイスブック等のSNSをさらに活用した広報についても検討する。

### 4 マスメディアや行政、団体等との関係構築

昨年度に引き続き、福岡法務局との協働事業である「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を核に、行政機関とのより一層の関係構築に努める。マスメディアとの関係においては、司法書士の取り扱う業務や当会のイベントのうち、ニュース性のあるものを積極的にリリースし、テレビや新聞で取り上げてもらうことにより、司法書士制度を市民に対してアピールする。

### 5 会報「ふくおか」の発行

県・支部および日司連の事業活動や方向性、会員の意見や人柄が知れる記事など会員間の交流にも役立つ記事を掲載していく。さらに、企画から発行までの作業効率の向上を図り、広報部員や執筆者を含めた事務負担を少しでも軽くできるよう検討していく。

## 研 修 部

### 1 業務研修会

今年度の重要テーマに関連する内容の研修はもちろん、時機を見て必要と思われる研修を年3回開催する。新型コロナウイルス感染症対策を講じたうえで、集合型で開催する予定であるが、開催時の感染拡大の状況により Zoom 会議システムを使用したライブ配信（以下、「ウェブ配信」という。）に変更する可能性もある。

### 2 倫理研修会

執務姿勢、懲戒事例等および司法書士としての品位の保持に関する倫理研修を年2回、ウェブ配信にて開催する。そのうち1回は、ディスカッション形式にて行う。

### 3 司法書士実務研修会

業務研修会とは別に、司法書士の業務に関わる、憲法、民事実体法、不動産法、会社法、各種法人法、裁判業務、消費者法、渉外法務等の研修を、年4回、ウェブ配信にて開催する。

### 4 年次制研修会

日司連主催の研修であるが、研修会の開催・運営については例年支部に協力いただいている。

当研修は、ディスカッションを中心とした義務研修である。当会は受講機会を多く設けており、対象会員には是非積極的に参加いただきたい。

### 5 九州大学司法研修講座

九州大学より講師をお招きし、ウェブ配信にて研修会を開催する。法律家としての素養を高めるため、大学の特色を生かし、幅広い法律分野をテーマに講義を開催する予定である。

### 6 司法書士事務職員研修会

事務職員向け研修会を1回開催する。研修内容は、一昨年度のアンケート結果を踏まえ決定する。集合型で開催する予定であるが、開催時の感染拡大の状況によりウェブ配信に変更する可能性もある。

例年どおり、九州ブロック内の単位会や近隣の単位会にも開催案内を行う予定である。

### 7 日司連主催研修会同時配信研修会

会館を使用し、日司連中央研修所が行っている同時配信研修会を開催する。集合型で開催する予定であるが、開催時の感染拡大の状況により中止する可能性もある。

### 8 L S福岡との共催研修

L S福岡との連携の一環として、共催研修を行う。

### 9 オンデマンド研修動画配信

引き続き、会員に対し研修動画をオンデマンド配信し、本システムの登録会員数の増加を目指す。

## 1 0 研修事業のあり方についての検討

コロナ禍のもと、場所の移動を伴わないウェブ配信研修の方法が確立されつつある。この状況を踏まえ、支部および組織改革対策室と連携して引き続き県・支部の研修事業のあり方について検討する。

### 【新人研修委員会】

#### 1 登録「前」新人研修に関するもの

例年どおり、次の内容にて行う予定である。

- ・集合研修（開講式）
- ・配属直前研修
- ・配属研修
- ・集合研修（閉講式）

#### 2 登録「後」新人研修に関するもの

今年度は、登録後研修も7期目に突入するため、より改善を図りながら、運営を行う。

具体的には、3回の集合研修（集合型研修）および各支部への部会・委員会への配属研修（実地型研修）を行う。

## 社会事業部

### 1 相談事業

#### (1) 司法書士総合相談センター事業

当会の相談事業の中心である総合相談センターの運営について、支部と連携し事業の協働ならびに支援を行う。紹介システム、夜間電話相談の方式についての検討を継続して行うほか、組織改革対策室と連携して総合相談センターのあり方やセンター機能の充実についての検討を行う。

#### (2) 司法書士の日記念相談会

8月3日の司法書士の日になみ、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。

#### (3) 高齢者・障がい者のための成年後見相談会

LS福岡との共催で、6支部の協力のもとに県下一斉の無料相談会を開催する。

#### (4) 相続・遺言に関する推進月間

例年2月に実施している「相続登記はお済みですか月間」のほか、8月に相続・遺言に関する推進月間を実施する。

#### (5) 貸借トラブルホットライン

毎週月曜・水曜の16時から18時まで、貸借トラブルに関する無料電話相談を開催する。また裁判業務推進委員会と共催で貸借トラブルに関する研修会を実施する。

#### (6) 他士業との合同相談会

より充実した相談事業を行うため、また関連団体とのネットワーク構築の意味でも、他士業との合同相談会を開催する。

#### (7) 総合行政相談・一日行政相談所・福岡市市民相談室・スタートアップカフェ、福岡市空家相談事業

九州行政評価局や福岡市と連携し、各相談事業への相談員派遣を継続して行う。

### 2 相続登記相談センター構想、相談システムIT化への対応

日司連が全国的に推進する「相続登記相談センター」構想に対応し、当会総合相談センターを「相続登記相談センター」として、相続に関する相談について更なる利用促進をはかり、会員の事案受託にも繋がるよう体制を整える。また、ウェブを利用した相談や相談予約等についても、情報管理に配慮しつつ検討を行う。

### 3 法務局と共催のセミナー・相談会

相続登記推進への取り組みとして、福岡法務局と共催で、市民向けのセミナー・相談会を開催する。

### 4 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

所有者不明土地特措法に基づく長期相続登記等未了土地解消作業に関し、法務局と連携し、必要に応じて相談会の実施、相談体制の整備等を行う。

### 5 関連団体、関係機関との連携強化

外部の関連団体、関係機関との情報共有や連携強化によりネットワークの構築を図り、社会情勢に対応した活動ができるよう努める。

## 6 災害関連相談

県内で発生した災害に関し、必要に応じて被災者支援のための相談事業を実施する。また、県外で発生した災害について、被災単位会または日司連の要請を受けて被災者支援のための相談事業を実施する。

## 7 その他

司法書士として対応すべき社会問題に対し、時機に応じた相談会等の企画を検討する。

### 【高齢者・障がい者権利擁護委員会】

当委員会の主な活動は地域に配置している窓口委員活動事業である。本活動は、地域と司法書士がつながることでそこに居住する高齢者・障がい者の権利擁護に資すると共に、司法書士の存在および業務を知っていただき、顔の見える関係を構築していくことで市民から更なる信頼を得ることを目指している。成年後見制度利用促進計画に伴い、高齢者、障がい者の権利擁護の場面で今後ますます司法書士が必要とされることが増えると考えている。

#### 1 窓口委員活動支援

窓口委員の任期が満了し、改選となる。新しく窓口委員に就任いただいた方へ、活動を正しく理解して積極的に活動していただくため、また、地域社会における高齢者、障がい者の相談支援、成年後見の活用などについてスキルアップを図るため、窓口委員向け研修会を行う。

#### 2 成年後見相談会広報

例年開催されている高齢者・障がい者のための成年後見相談会（昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）について、窓口委員を通じて広報を行う。

#### 3 成年後見制度利用促進対策室との連携

成年後見制度利用促進基本計画に則り、今後各自治体で中核機関の設置や地域連携ネットワークの整備に向けての動きがより活発になることが予想されている。当会では成年後見制度利用促進対策室が中心となってL S福岡等との連携を図ることとなっている。当委員会としては、成年後見制度利用促進対策室等との合同会議などを通じて情報提供、情報共有に努め、窓口委員が成年後見利用促進の関係で何らかの活動が必要となった時には積極的に支援していく。また、そのための窓口委員向けの研修会を成年後見制度利用促進対策室との共催で行う。

### 【司法福祉推進委員会】

司法書士法改正により、司法書士法の使命規定に「国民の権利擁護」の担い手であることが明記された。司法書士のこれまでの活動が結実したものだが、これを今後より発展させ、司法アクセスが困難な市民にこれまで以上に寄り添っていけるよう、当委員会の活動を強化する。

#### 1 自死対策

##### (1) 自殺未遂者・念慮者への支援

新型コロナウイルス感染症拡大の中自殺者数が激増しており、経済的破綻も

相まってこの傾向は今後数年続くとと思われる。そのため、日司連の「司法書士ゲートキーパー宣言」事業と連動して司法書士が出来ることを広報し、自殺未遂者等に対する支援を拡充する。

(2) 相談会への相談員派遣

自治体や保健所と連携し、各相談会へ相談員を派遣する。

(3) 自殺対策に関する研修会、情報提供

自殺対策に関して、全ての会員に自死念慮者へのゲートキーパーとなってもらえるよう、研修会や情報提供を行っていく。

2 生活困窮者等への支援活動

(1) 生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響から、生活困窮者からの相談が増加すると思われる。そのため相談を的確に拾い上げるとともに、生活保護申請同行支援や各種助成金取得援助等を通じて、よりきめ細かい支援を行っていく。生活保護申請同行支援を行った会員に対しては、経済的困窮者の救済支援事業により助成を行う。

(2) 生活困窮者自立支援事業について

福津市との連携で家計改善支援員を派遣する事業を引き続き行う。また、福津市でのこれまでの家計相談事業を振り返ることで、司法書士の関与による効果を検証し、生活困窮者自立支援制度の中で司法書士が出来ることを検討する。

(3) 年末相談会・生活保護電話相談会の開催

ホームレス・ニアホームレスを対象とした、年末相談会および生活保護に関する電話相談会を今年度も開催する。

3 更生保護施設入所者への支援

湧金寮（北九州）での定期相談会を引き続き行う。また、新たに北九州自立更生促進センターへの相談員派遣事業を行う。

4 その他

当委員会の関連する事業に協力いただいている会員間で、より密に情報共有を行う体制を検討する。

【ADRセンター運営委員会】

当センターは平成22年に裁判外紛争解決手続（ADR）機関として法務大臣の認証を得、一般市民のニーズに沿った紛争解決の一手段となるべく活動を継続している。対話促進型調停の実施、また専門的知見を活かして紛争の実情に即した迅速な対応と紛争当事者の満足感を得られる解決を図るために、以下のとおり事業を行う。

平成27年6月より昨年度末まで、特例期間として利用料を郵送代の実費のみとして運用してきたが、本年度より申込手数料9千円（うち郵送実費3千円）、合意に至った場合には合意成立手数料2万円として運用を行う。

また、当事者への説明や調停期日では、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で手続を実施する。

1 ADRセンターの運営

規則・規程に基づいて、誠実にかつ柔軟に紛争解決ができるよう運営を行っていく。



また、福岡全域どこでも、調停の開催希望に対応できるよう手続実施者の増加や調停開催場所の確保を目指す。

## 2 広報の充実

- (1) 当センターを案内するチラシを各種団体・自治体等に配布する。
- (2) 各種団体・自治体等へチラシ等持参し、セミナーを行うなどADRの説明と広報を行う。
- (3) 広報用DVD、広報ツールを活用する。
- (4) 各種相談会において、ADRの利用を積極的に促す。

## 3 ADR研修会および事例検討会の開催

事案の増加に対応するため、手続実施者の能力担保を目的とした研修会を開催する。これまで、研修計画は単年度にて立案してきたが、より系統立てて実務能力を養成するために、2か年計画による各研修の見直しを行う。具体的には、2か年計画にて実施する研修と、毎年度実施する研修を峻別し、各研修を適切な時期に開催するよう配置する。これにより、手続実施者名簿登載者の増員を目指し、また、事例検討会等により、受託案件に対する紛争解決に活かしていく。多くの会員に、手続実施者として当センターの運営に関わっていただけるよう、また相談者に対し当センターの利用を薦めていただけるように、魅力的で充実した研修会・事例検討会を開催する。

## 4 運営規程等の見直し

調停手続上の問題点について改善策を検討し、よりよいADRセンターとなるべく運営規程等の見直しを行っていく。

## 総合研究所

総合研究所は、司法書士に関する諸制度ならびに法令について、学術的、理論的な調査・研究を恒常的に行い、会務執行の意思決定に資するとともに、司法書士の法律実務家としての資質の向上を図り、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを目的としている。

諸制度の変化、法令等の改正、急速に進むデジタル社会における不動産・商業法人登記および裁判業務のあり方について調査、研究する。

なお、各研究に伴う研修会等の講師派遣についても積極的に対応する。

### 【不動産登記研究会】

近年、土地の所有者が死亡しても相続登記がなされないこと等を原因として、不動産登記簿により所有者が直ちに判明せず、または判明しても連絡がつかない土地が生じ、その土地の利用等が阻害されるなどの問題が生じている。そのため、政府においては、経済財政運営と改革の基本方針2018等で、相続登記の義務化等を含めて相続等を登記に反映させるための仕組み、登記簿と戸籍等の連携等による所有者情報を円滑に把握する仕組み、土地を手放すための仕組み等について検討し、民法・不動産登記法の改正にあたっての検討が法制審議会民法・不動産登記法部会として平成31年3月より行われている。

令和元年12月に不動産登記法等見直しの中間試案が公開され、令和2年3月の中間試案に関する意見募集の結果、249件（個人143件、団体106件）の意見が寄せられ、令和3年2月2日に民法・不動産登記法（所有者不明土地関係）等の改正に関する要綱案が公表された。政府は、3月に改正案を閣議決定し、今国会での成立、令和5年度にも施行するとされている。

この不動産登記法等の改正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、多少の遅れはみられるものの早期の制度改正を前提としているので、迅速に改正法への対応をするため、特に不動産登記法に関するものに限定し、引き続き研究・検討を行う。

### 【司法書士法研究会】

- 1 司法書士法および関連法令（それぞれ将来における改正可能性に関する事項を含む。）について研究する。
- 2 前項のほか、業際問題、司法書士倫理等について研究する。

### 【憲法研究会】

- 1 今の日本社会は格差社会・差別社会であると評されるところ、これらの法的構造や文化的構造に対して、憲法第13条および第14条を中心に憲法の視座で考究する。  
具体的には、LGBT（性的少数者）の法的保護の問題、非正規労働者の権利保障の問題、ジェンダー・ギャップ等を取り上げる。
- 2 法律案および法令等の憲法適合性について、調査・研究する。